

## 第2次大川広域行政組合障害者活躍推進計画

機関名	大川広域行政組合
任命権者	大川広域行政組合管理者、大川広域消防本部消防長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日
大川広域行政組合における障害者雇用に関する課題	大川広域行政組合においては、令和6年6月1日時点での法定雇用率を達成している。 現に勤務する障害者である職員が引き続き活躍し職場に定着できるよう、更なる体制整備や各種取組が必要である。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上  （参考）令和6年6月1日時点の実雇用率：4.0%  （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。  （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理する。
取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として事務局次長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○現に勤務する障害者である職員が従来の業務遂行が困難となった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。 ・自力で通勤できることといった条件を設定すること。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。